



裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 3 年 (行ヒ) 第 2 3 5 号
決 定 日	平成 2 5 年 1 月 1 7 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	横 田 尤 孝 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 白 木 勇 樹 山 浦 善 樹
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 2 年 (行コ) 第 2 3 9 号 (平成 2 3 年 3 月 1 7 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 2 5 年 1 月 1 7 日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 鶴 岡 俊 一 (印)</p>	

当事者目録

申	立	人	地方公務員災害補償基金										
同	代	者	田	村	政	志							
処	分	行	政	庁	地方公務員災害補償基金茨城県支部長								
			橋	本	昌								
同	訴	訟	代	理	人	弁	護	士	羽	根	一	成	
相			手			方			竹	中	洋	子	
同	訴	訟	代	理	人	弁	護	士	谷	萩	陽	一	ほか

これは正本である。

平成25年1月17日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鶴岡俊

